

令和4年度 町民税・県民税 郵送申告について

町民税・県民税の申告は、郵送でも受け付けています。

毎年、申告会場での受付は大変混みあいます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申告にご協力ください。

・収支内訳書・医療費控除の明細書等、ご自身で申告書を作成できる方は郵送による申告をお願いします。

※町民税・県民税申告を提出しても、所得税の確定申告をしたことにはなりません。

【郵送の手順】

- 1 申告書等を町ホームページよりダウンロードする。
 - ・町民税・県民税申告書は役場 総務課 課税係の窓口にも設置してあります。
 - また、希望者には申告書をご自宅へ郵送いたします。
- 2 必要事項を記入し、マイナンバーカード等本人確認書類及び所得・控除に係る資料のコピーを添付する。
 - ・提出いただいた申告書類は返却いたしませんので、必ずコピーを添付してください。
- 3 封筒に入れて、切手を貼りポストへ投函する。

なお、受付印を押印した本人控えの返信を希望される場合は、返信用封筒（住所、宛名を記入のうえ、料金分の切手を添付したもの）を同封してください。

【提出書類】

- ・町民税・県民税申告
- ・マイナンバーカードのコピー（表面と裏面の写しが必要です）
※マイナンバーカードがない場合は、通知カードと運転免許証やパスポート等の顔写真付きの証明書のコピー
- ・給与、公的年金の源泉徴収票、営業・農業・不動産等の収支内訳書、各種支払調書など収入の分かるもののコピー
- ・各種控除証明書（生命保険、地震保険の証明書など）のコピー
- ・寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領書などのコピー
- ・医療費控除に関する明細書などの医療費控除に必要な書類のコピー

※詳しくは提出書類チェックシートにて確認をお願いします。

【提出期限】

令和4年3月15日（火）

【送付先】

〒399-8696
長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6
池田町役場 総務課 課税係

【郵送提出の注意点】

- 1 申告書には必ず住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバー等を記入してください
- 2 本人該当事項（ひとり親や障害者など）に該当がある場合は、該当事項を記入してください
- 3 生計を一にする配偶者や扶養親族がいる場合は、その方の名前も該当する欄に記入してください
- 4 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作り、添付してください（領収書の添付のみでは、控除は受けられません）
- 5 記入内容等に不足があった場合でも、添付していただいた資料に基づいて職員が補完させていただきます

※提出された申告書について、確認事項がある場合、職員から連絡を行うことがありますので、日中連絡のできる電話番号を記入してください。